

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

佐倉市資産管理経営室

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の説明

(1)業務名称

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託

(2)業務の目的

老朽化した佐倉市立佐倉図書館の建替えを核として、『歴史のまち』を象徴する旧城下町の保全や、交流人口の確保に資するなど、新町等旧佐倉地区の活性化に資する拠点施設を整備するため、市民・利用者ニーズの把握、佐倉図書館及びその周辺施設の機能再編や連携に関する検討、整備方針や運営方針の検討を行い、それらを踏まえた「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設(以下「複合施設」という。)基本構想・基本計画」を策定することを目的とする。

(3)業務内容

別紙「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託 仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおりとする。

(4)契約期間

契約日から平成30年3月23日まで

(5)契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6)提案限度額

10,260,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(7)委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後に全額を支払うものとする。

(8)事務局

ア)担当部署	佐倉市資産管理経営室
イ)担当者	齊藤、飯塚
ウ)所在地	〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
エ)連絡先	(電話)043-484-6110 (FAX)043-484-1515
オ)電子メール	fm@city.sakura.lg.jp

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

(9) 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位

- | | |
|-------|-----------------------|
| ア) 言語 | 日本語 |
| イ) 通貨 | 日本国通貨 |
| ウ) 単位 | 計量法(平成4年法律第51号)に基づく単位 |

2 参加申込

(1) 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から最優秀提案者及び優秀提案者(次点)(以下「最優秀提案者等」という。)選定の日までの間において、次の要件の全てを満たすこと。

ア) 単独企業であること。ただし協力事務所等として、他の企業を加え、特定の分野を担当させることを妨げない。

イ) 平成19年度以降公告日までに、元請として、官公庁発注の公立図書館の新設または改築、あるいは公共施設の再配置や複合化等に関する基本構想・基本計画策定に関する業務(本要領2(2)ア)④に掲げる「同種業務」をいう。)について、適正にその履行を完了した実績を有すること。

ウ) 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成4年5月1日制定)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成11年11月25日制定)に基づく指名除外を受けていないこと。

エ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を超過しない者、又は前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡りした者。

② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、手続き開始の決定後、佐倉市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

③ 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

カ) 平成29年4月1日現在の佐倉市一般(指名)競争入札参加資格者名簿(測量コンサルタントのうち建築関係建設コンサルタント)に登録されている者、又は以下の書類を提出し、本業務のプロポーザルに参加を認められた者であること。

① 登記事項証明書(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合)の写し

② 印鑑証明書の写し

③ 国税及び地方税の納税証明書の写し

キ) 配置する管理技術者(業務の技術上の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。)について、平成19年度以降公告日までに、官公庁発注の公立図書館の新設または改築、あ

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

るいは公共施設の再配置や複合化等に関する基本構想・基本計画策定に関する業務(本要領2(2)ア)④に掲げる「同種業務」をいう。)について、適正にその履行を完了した実績を有すること。

ク)管理技術者が、参加申込書提出の時点で、自社(提案者)における常勤の正規社員であり、3ヶ月以上の継続した雇用関係にあること。

ケ)配置予定技術者のうち1名以上は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する1級建築士の資格を有する者とする。

コ)同一人が代表者となっている法人等は、重複して参加申込をすることはできない。

(2)参加申込み

本業務への参加希望者は、以下ア)に掲げる書類を提出すること。

ア)提出書類及び提出部数

次の①②⑧は各1部、③～⑦は10部を提出すること。

①様式1「参加申込書」

②様式2「使用印鑑届兼委任状」

※代理人が提出する場合又は代表者以外の印を使用する場合のみ提出が必要

③様式3「会社概要」

④様式4「関連業務実績」

※関連業務の実績が証明できるもの(契約書の写し等)及び業務概要がわかる資料(パンフレット等)を添付すること。

この場合、契約書の表面(契約者が証明できる部分)及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする(様式6共通)。

なお「関連業務」とは、平成19年度以降公告日までに完了した、官公庁発注における以下の内容とする。

○同種業務

公立図書館の新設または改築に係る基本構想・基本計画策定に関する業務
公共施設の再配置や複合化等の基本構想・基本計画策定に関する業務

○類似業務

個別の公共施設等の再生計画や整備計画の策定に関する業務(単に建築等の設計や工事の請負は含まない)

⑤様式5「業務実施体制」

⑥様式6「配置予定技術者調書」

※記載された配置技術者は、原則として、契約期間中を含めて変更できない。

ただし、やむを得ない理由により変更する場合には、佐倉市の承諾を前提として、同等以上の実績・資格を有する技術者を配置すること。

※管理技術者については、参加申込書提出の時点で、自社(提案者)の常勤職員で3ヶ月以上の継続的な雇用関係であることを証する書類を添付すること。

⑦企画提案書(任意様式)

※詳細は本要領4を参照すること。

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

⑧見積書及び見積内訳書(任意様式)

イ)提出期限

平成 29 年 5 月 8 日(月) 午後 5 時 00 分まで

ウ)提出方法

事前に電話確認のうえ事務局に持参すること。郵送・電子メールでの提出は不可とする。なお受付は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

3 質問及び回答

(1)質問書の提出

質問は、様式 7「質問書」により提出すること。

ア)提出期限

平成 29 年 4 月 17 日(月) 午後 5 時 00 分まで

イ)提出方法

事務局メールアドレス宛に、電子メールに添付して提出すること。件名は【[参加者名]：(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託 質問書】とする。

やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAX での提出を可とする。なお電子メール又は FAX 送信後は、事務局に電話による確認連絡を行うこと。

(2)質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成 29 年 4 月 21 日(金)までに電子メール又は FAX にて行うとともに、佐倉市資産管理経営室ホームページに掲載する。

なお質問書に対する回答は、実施要領及び業務仕様書の追加又は修正として取り扱う。

4 企画提案書作成上の留意事項

(1)企画提案書の書式

ア)企画提案書は A4 判とし、ページ番号を付番すること。

(2)企画提案書の制限

ア)企画提案書に盛り込む提案は一案に限る。

イ)企画提案書は、表紙及び別に添付するカタログ・パンフレット等を除き、20 ページ以内の構成とする。

ウ)用紙方向が縦長の場合は用紙左側に、用紙方向が横長の場合は用紙上側(それぞれ綴る側)に 25mm 以上の余白を設けることとし、原則として文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

(3)企画提案書の構成

企画提案書には、以下に示す項目ごとに提案等を記載すること。また、必要に応じてイメージ図等の資料を添付することも可とする。

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1.	業務実施方針	本業務の実施にあたって、課題についての考え方、解決に向けた取組方針について記載すること。
2.	業務工程	本業務の作業スケジュールを記載すること。
3.	現状の把握・分析	佐倉図書館及び周辺施設の現況及び課題について、把握及び整理、その分析手法について記載すること。
4.	市民・利用者ニーズの把握及び反映に関する支援	ワークショップの実施内容や実施結果の集約手法、着眼点、その他の意見集約方法についての提案について記載すること。
5.	核施設となる「図書館」機能の検討	複合施設の核となる「図書館」機能についての検討手法や着眼点等について記載すること。
6.	複合施設及び周辺施設の機能再編・連携の検討	佐倉図書館及び周辺施設の再配置や連携に向けて、検討手法や着眼点等について記載すること。
7.	複合施設等の整備方針の検討	複合施設等の整備方針の検討において、手法や着眼点等について記載すること。
8.	運営方針の比較検討	運営方針の検討において、手法や着眼点等について記載すること。

(4) 提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 佐倉市からの確認事項照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義等が生じた場合は、後日、必要に応じて佐倉市から確認事項の照会を行うことがある。

(6) 企画提案書等の取扱い

- ① 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ② 企画提案書等の提出後における内容の追加又は変更は、原則として認めない。
- ③ 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ④ 企画提案書等は、審査等の過程において複製することがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、佐倉市情報公開条例(平成8年条例第2号)の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。

企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は極力含まないよう留意すること。

5 審査方法

(1) 審査方法

庁内に設置する「(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、別に定める評価基準に基づき審査する。

なお、提案者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、選定委員会の定める最低基準点に満たないときは選定しないものとする。

(ア) 書類審査

提出書類について、選定委員会による書類審査を行う。

(イ) 提案プレゼンテーション

書類審査の内容を補完するための提案プレゼンテーションを実施する。ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会において参加者の選出を行うことがある。

○提案プレゼンテーション実施概要

- ①日時 平成29年5月下旬(予定)
- ②場所 佐倉市役所(佐倉市指定場所)(予定)
- ③人数 3名以内
- ④提案内容の説明

原則として、提出された企画提案書等に基づいて説明すること。また説明者は、実際に配置する技術者を1名以上含むこと。

⑤プレゼンテーション時間

- ・提案者からの説明時間として30分以内
- ・佐倉市からの質問時間として20分程度

⑥機器類の準備

プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、佐倉市が準備する。
その他、必要な機器は提案者が準備すること。

(2) 結果通知

審査結果については、提案プレゼンテーションの実施後1週間以内を目安に、結果の如何にかかわらず書面にて通知する。

(3) その他

審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受付けないこととする。

なお選定されなかった者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面(様式自由)により請求すること。

6 選定後における辞退

審査において最優秀提案者等に選定された者が、正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

7 契約方法

提出された企画提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づいて、佐倉市と最優秀提案

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

者にて、契約内容に関する協議のうえ、随意契約により業務委託契約を締結する。

契約手続きは、佐倉市財務規則(平成元年佐倉市規則第6号)(以下「財務規則」という。)に定めるところにより行い、佐倉市の標準契約書を使用する。契約保証金については、財務規則第147条による。

契約締結後において、受託者に本提案における失格事由(本要領2(1)に掲げる要件を一つでも満たさないこと、又は同9のいずれかに該当することをいう。)、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、佐倉市は契約を解除できるものとする。

8 最優秀提案者との契約協議が不調となった場合の措置

最優秀提案者との契約に関する協議において、双方が合意に至らなかった場合には、優秀提案者(次点)との協議を行うものとする。

9 失格事項

提案者または最優秀提案者等、若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ①定められた企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- ②企画提案書等の作成形式、必要添付書類及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない者
- ③提案プレゼンテーション等に出席しなかった者
- ④企画提案書等に虚偽の記載をした者、または虚偽の申請により提案資格を得た者
- ⑤最優秀提案者等の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- ⑥企画提案書等の提出期限後に、見積書及び見積内訳書内の金額の修正を行った者
- ⑦見積書及び見積内訳書の金額が、本要領1(6)に定める提案限度額を超過した者
- ⑧前各号に定めるもののほか、佐倉市または選定委員会が不適格と認めた者

10 別添様式等

- (1)別紙 : (仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託 仕様書
- (2)様式1: 参加申込書
- (3)様式2: 使用印鑑届兼委任状
- (4)様式3: 会社概要
- (5)様式4: 関連業務実績
- (6)様式5: 業務実施体制
- (7)様式6: 配置予定技術者調書
- (8)様式7: 質問書

11 日程(予定)

実施要領・仕様書等の公告	平成29年4月10日(月)
事業に関する質問締切	平成29年4月17日(月)午後5時まで
質問に対する回答	平成29年4月21日(金)まで

(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

参加申込書類等提出	平成 29 年 5 月 8 日(月)午後 5 時まで
提案プレゼンテーション参加通知	平成 29 年 5 月下旬(予定)
提案プレゼンテーション審査	平成 29 年 5 月下旬(予定)
審査結果通知	平成 29 年 6 月上旬(予定)
業務委託契約締結	平成 29 年 6 月中旬(予定)